

高圧食品開発支援事業 補助金交付規程

(総 則)

第1条 一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）が実施する「高圧食品開発支援事業」における補助金の交付については、この規程に定めるところによる。

(目 的)

第2条 新潟県内企業等が実施する高圧処理技術を施した食品（以下「高圧食品」という。）の開発に対する支援を行い、企業の商品開発の促進に貢献することを目的とする。

なお、高圧処理技術とは、食品や原材料に対し、常圧（1気圧）より高い水圧を加える技術をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

1 補助対象事業名

高圧食品開発支援事業

2 補助対象者

新潟県内に本社又は事業拠点を有する協議会会員企業等、又は次に掲げるすべての項目に該当する、企業や研究機関等が連携・協働する連携体（以下「コンソーシアム」という。）

- (1) 企業のほか、大学、研究機関、NPO 法人、支援機関、自治体等、複数者で構成されていること。
- (2) 新潟県内に本社又は事業拠点を有する協議会会員企業を最低1社含むこと。
- (3) 新潟県内に本社又は事業拠点を有する企業や研究機関等が代表団体であること。
- (4) 大企業とその子会社のみによる連携でないこと。

3 補助金交付先

補助対象者（コンソーシアムは代表団体）

ただし、コンソーシアムの代表団体以外の企業等（以下「連携体参加者」という。）の経費を補助対象とする場合は、購入した証拠書類（見積書、合い見積書、納品書、請求書等）を添付し、代表団体に対し立替払請求を行うか、代表団体と連携体参加者で委託契約を締結し請求を行うか、いずれかの方法をとること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、高圧処理を施すことにより、付加価値の高い食品を生み出すための調査・研究・開発等に係る経費とする。

(補助率等)

第5条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、かつ1件当たりの補助限度額を

200万円とする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助対象事業を実施したい者は、協議会が定める期日までに交付申請書を提出するものとする。

2 協議会は、提出された交付申請書の内容を確認し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の交付決定を補助対象者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を附すものとする。

1 補助対象事業の内容を変更するとき、又は、20%を越える補助対象経費の増減をするときは、代表理事会長の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、代表理事会長の承認を受けなければならない。

3 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに代表理事会長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに附けた条件を変更することができる。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消に係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

また、補助金額が確定した後においても同様とする。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付決定内容又は、これに附けた条件その他法令又はこれに基づく代表理事会長の処分に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

6 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助対象事業の完了の日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

7 補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、次の条件を附すものとする。

(1) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

8 補助事業者は、確定した補助金額についての概算払いを受けることができる。補助

事業者は事業完了時に概算払いの清算を行う。

(補助金の交付)

第8条 補助対象者が補助対象事業を完了したときは、その完了から15日以内に、完了報告書（会計書類の写し、調査・研究・開発等結果報告書の写し、商品化計画書等）を提出するものとする。

2 協議会は、提出された完了報告書の内容を確認し、必要に応じて現地検査等を行った上で、その内容が適正であると認めたときは、額を確定し補助金を交付するものとする。

(財産の取得及び処分の制限)

第9条 本事業で定める財産とは、取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

本事業で取得する財産の処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示360号）の別表の一の項に定める期間とする。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ることとする。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けることとする。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協議会に納付することとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか補助金の交付に必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

第11条 この規程は、平成28年8月25日から施行する。

【参考】事業完了時に提出する書類

①完了報告書（指定様式）

②支払状況表

③会計書類の写し

調査・研究・開発等計画書（仕様書）、見積書、調査・研究・開発等依頼書、契約書、請求書、領収書等の支払いを証明する書類

④調査・研究・開発等結果報告書の写し（任意様式）

⑤商品化計画書

⑥その他、事業に関する書類